

## 戦争放棄のものがたり

### 世界が求めた思考錯誤の220年から考える

#### 第9条の危機をどう考えるか？

いま、非常に重要な歴史的岐路に立っています

御存じの通り国論を二分している『集団的自衛権』が閣議決定され、安倍晋三首相は早々とオーストラリアで、集団自衛の話をしています。更には日本の武器輸出の枠がひろがり、武器輸出禁輸三原則も簡単に破られてしまった雰囲気です。

日本がまた戦争をする国になる？ アメリカと集団自衛として戦う敵とは何処なのか？ どんな戦争を想定しているのか？ 国民にとって非常に不安な状態です。

この状況を作ったのは、実は私たちです。先の選挙で民主党が転げ、圧倒的な票数を集めた自民党が圧勝したことにあります。国会議員にとって一番怖いのは落選です。それが当分は安泰ということになれば、本質的な爪が出てきます。

後でも触れますが、1933年、ヒトラーがあつという間にドイツを支配したのも、民主主義のルールによる選挙でした。衆愚政治という言葉が昔ありましたが、大賛成の拍手の中に今回の問題の原点があります。

安倍晋三首相の「普通の国になる」という発想の元は、非常に古い「押し付け憲法論」です。55年体制の自民党の創立時に誓った党是『GHQに押し付けられた憲法を、我々日本人が自分たちで作る憲法に改正をする』という目標です。

安倍首相の祖父はご存知の岸信介氏です。東條内閣の商工大臣をつとめた人で、A級戦犯として巣鴨入り、昭和23年東條らの処刑の翌日、不起訴となり保釈されています。

岸さんは昭和19年サイパンを奪われた時、東條の倒閣運動をやった人ですし、不平等条約だった日米安全保障条約をアメリカとやり合っ安保改定を勝ち取った人ですから、イデオロギーは別にして、日本現代史を刻んだ実行力抜群の人物として、評価されていると思います。私は岸信介を丸ごと否定する立場ではありませんが、好き嫌いというよりは好きではない方に入ります。

その岸信介氏が講和条約成立後、追放解除になり政界に復帰した時、掲げた政策が、「自憲法制定」でした。「正当な軍事力を持つ」というのもありました。いふなれば、GHQが決めたことが、「不愉快、けったくそ悪い！」とする感情的な発想です。しかし、当時の大衆は、GHQが日本をどうするかの意味がわかっていませんでしたから、兵隊帰りの世

代などは、みんな腹の中にはあったと思います。GHQ民政局も憲法制定2年後は見直しが必要と考えていましたから、岸のような復権した政治家にとっては当然かも知れません。

しかし、孫の安倍首相が、今その「敗戦国の悔しがり的情感論の復活」のような動機で、閣議決定だけで、戦後70年、不戦を掲げて世界の信用を得てきた日本を、「武器を持つ国」「戦争をする国」に変貌させていることは、大問題で賛成できません。間髪入れず、オスプレイ17機購入を決め、武器の輸出を拡大し、実態は加速しています。同盟国アメリカは、この政治的動きを高く評価していますが、アジアの各国は眉をひそめています。

その意味で、投票する立場にいる日本国民が、あの日本国憲法の誕生した時を、遠い過去だと思わずに学んで、次の総選挙に意思表示することが大切と思っています。

## 私の日本国憲法

私は、1929年生まれで85歳で、あの戦争の痛みを体ごと持っている世代です。終戦の玉音放送を聞いた時、中学校4年生でした。ホッとしました。

今、あの1945年の1年とはどういう365日だったかという、番組の企画を書いていて、日本は何と運の良い国だなと感じています。実に運の良い筋書の歴史をたどって今があります。その運の道筋をつけたのが、戦後7ヶ月で生まれ出た日本国憲法です。

昭和21年3月7日に、私はあの新聞を読みました。弁護士の書生をやっていましたが、若い弁護士さんを含めて弁護士の偉い先生…実は進歩党から立候補していたのですが事務所中が、＜戦争放棄＞という言葉で全員が大騒ぎしたことを覚えています。

その日の朝日新聞は、

『天皇の地位を日本国民の総意に基づく日本国および国民統合の象徴なりとして主権在民の建前を第一項に明示し、世界に類例なき「戦争拋棄」を明文で規定していることであり、憲法改正というよりむしろ、新憲法の制定というべき真新しい内容を持つものである。』

と大賛辞を呈し、社説は、『国家が「戦争放棄」を宣言したことは、ケロッグ不戦条約があったが、独立国家が国家基本法中に明文を以ってこれを宣言したことは、まさに画期的意味を持つものである』と喜びを隠していません。

この新聞の1日前は、天皇の運命も、日本がどれだけの賠償金をとられるのか？ 戦犯はどれだけの人が処罰されるか何もわからなかったんですから？

今よく読み直すと、マッカサーの全面承認という記事も合わせてGHQの知恵によって生れたことは丸わかりですが、国民は、心配だった天皇がご無事で、日本の未来の姿が見えたことで、心温まる思いがして、GHQ製などということに思い到りませんでした。

これが私の日本国憲法との最初の出会いです。

自民党の護憲派の巨頭だった宮沢喜一さんにインタビューした時、「天皇がご無事で・・・というのが一番でしたね。」と同じことをおっしゃったことを覚えています。

宮沢さんは、著書「護憲改憲」の中で、「憲法改正の主張は極めて強烈なものであったし、熱烈な支持者もいたし、占領に対する一種の反動もありました。だが、実際には戦前回帰派と言われる人たちは、国民多数の支持を受けなかったのではないのでしょうか？」

今回の原点回帰はどんな比率でしょうか？ 朝日新聞と読売・産経では全く違いますから……。

その日から70年、平和国家として世界から高く評価され、信頼されてきたのは、戦後すぐに制定された戦争放棄条項を持つ平和憲法をかかげ、そこに書いてある通りの約束を守って、一発も弾丸を発射していないことがあります。

これは、大変に誇ってもいい政治的実績だと思います。

### 戦争放棄は日本国憲法が最初ではない！

ところで今日の話のテーマは、日本国憲法を世界歴史の中で見てみたいと思っています。

私が日本国憲法の誕生の過程を取材したのは、1992年の秋でした。

その頃、運営委員会のキャップで、戦争放棄条項を書いた民政局次長のチャールズ・ケーデイス陸軍大佐、立法権に関する小委員会のオズボーン・ハウギ陸軍中尉、行政権に関する小委員会のミルトン・エスマン陸軍中尉、人権に関する小委員会のベアテ・シロタさん、天皇・条約・授権規定に関する小委員会のリチャード・プール海軍少尉、通訳で後にベアテさんと結婚するジョセフ・ゴードン陸軍中尉、それに民政局員で憲法草案作成期間、漆にかぶれて参加できなかった人で、当時の状況を知悉していて著書（マッカーサーの政治改革 朝日新聞刊）もあるジャスティン・ウィリアム陸軍大尉の6人が健在でした。

加えて、ワシントンのメリーランド大学に、アメリカでの日本国憲法研究の第一人者である教授のセオドア・マクネリー博士がお元気で、日本の占領資料を豊富に保有している（ケーデイス文書、GHQの検閲関係全資料など）マッケルデイン図書館があり、いわば日本国憲法のテレビ取材のいわば絶好のラストチャンスでした。

私は、それまでにトップシークレット、日本分割占領案 JWPC 385-1 を制作していて、五百旗頭真教授と一緒に米国立公文書館などを取材、有能な調査役のジーン・ゴードン・コシエンダさんや名通訳の浦部輝夫さんなど多くの人材網を持っていました。

ケーデイス大佐の示唆から

最初に、この生存者にインタビューのOKを取り付けるために訪問をスタートしたのが、1992年の10月でした。12日にボストンから200キロほど西にあるヒースのお宅を訪ねた時の言葉が、その後の私の取材スタイルを決めました。

『私は、これまでに憲法に関して多くの日本の学者のインタビューを受けました。その殆どの方が10項目ほどの質問条項を用意して来られ、それだけの答えを取材したら満足し

て帰られました。実際にその答えをどう使われたかわかりません。

私は、GHQの占領について様々な仕事をしています。憲法については、わずか9日間でしたが、何年も日本の憲法に関係する仕事はしました。ですから箇条書きのような答えはむずかしいのです。テレビは幸せなことに成果が番組になります。あなたは、私のインタビューに、数日費やすつもりがありますか？』

一瞬ドキッとしましたが、撮影がフィルムからビデオになったものですから、フィルムの節約の必要はありません。それどころか、有斐閣の憲法制定過程の研究を斜め読みしているだけで殆ど無知な状態でした。それでも、この問いはこの種の調査報道についてめったにないチャンスです。喜んで！という返事をして、20日後の11月3日、憲法記念日にはカメラを回していました。無智さを助けてくれたのが膨大な資料でした。記憶を思い出して頂こうという訳で持っていったのですが、一条一条修正した原稿を見ていただいて、五百旗頭先生が切っ掛けの質問をすると、情景を思い出してはお話しされました。

ケーデイスさんが、時間が必要という意味がよくわかりました。

これが、「日本国憲法を生んだ密室の9日間」になったわけですが、この憲法誕生物語は今日常識レベルになっていて皆さんもよくご存知のエピソードです。

日本国憲法を世界史の視点で取材しなさい。

このケーデイスさんが、多分最後に日本に来られた時の話です。

『鈴木さん、もう日本国憲法の仕事を卒業して、世界の憲法の中の戦争放棄を取材されたらいかがでしょうか？フランス、ドイツ、イタリア、フィリピン、韓国などが、侵略戦争の否定の条項を持っています。最初には、フランスへ行くことをお勧めします。』

それは、私たちがどんな知識を持って、あのドラフトを書いたのかがわかります。』

実は、あとでわかったことですが、ケーデイスさんは、フランス系ユダヤ人です。20世紀史の最大の汚点、ナチスドイツの「アウシュビッツ犯罪」の被害者でした。そう言えば、ベアテ・シロタ・ゴードンさんも、ロシア系ユダヤ人です。彼女は、ウイーンが故郷ですが、一度も故郷に足を向けませんでした。

その外にも、25人の執筆者の中にユダヤ系の人たちはいました。これだけでも、日本国憲法が31条もある人権条項を持っているかがわかると思います。

そのケーデイスさんの遺言のようなテーマを番組にしたのが、それがこれからお目にかかけようとする「検証 第九条は孤立しているか？」～世界史に見る戦争放棄の系譜～です。まずご覧になって下さい。

(どこからどこまでを上映するか？ 決めて下さい。フランスの部分だけのシナリオをご紹介します。)

- [5] パリ 凱旋門 09:17  
国会議事堂  
フランス第四共和政憲法
- N フランスの憲法への動きは、戦争が終わった  
だけ日本より早くスタートしている。  
1945年8月17日、ドゴール將軍のフランス臨時政府は布告を出し、憲法制定のための  
議会選挙を10月に行うことを決めた。その日  
制憲議会の権限などを問う国民投票も行った。
- N その結果、第三共和政が消滅、第四共和政が  
誕生することになる。選挙によって、社会党・  
共産党勢力が伸び、草案作成作業がはじまる。
- [6] ベルシュタイン教授
- 「当時の政治状況は、1946年1月にドゴール  
が引退し、3つの政党の手で第一草案が作成  
されました。内容は権力の殆どを国会に集中さ  
せるもので、社会党と共産党が承認しました。  
しかし、この第一草案は議会で可決しません  
でした。拒否されたのです。  
反対に回った人民民主党とドゴール將軍の理由  
は、このまま行くとフランスは、共産党が力を  
持つと、東欧型民主主義になるという心配から  
でした。」
- [7] 国民投票ニュース 10:51
- N 第一草案は、議会で承認を得られず、続いて  
キリスト色の強い人民共和党が修正した第二案  
が提出される。ドゴールはこれにも反対したが、  
国民投票は、賛成が930万、反対が816万  
という際どい差で、承認に軍配を挙げる。
- [8] ベルサイユ宮殿 11:23
- N パリ郊外にある輝けるばかりのベルサイユ宮  
殿。あの激しい戦火をどうくぐり抜けたのだろ  
うか？
- 鏡の間
- N フランスは、歴史の節目になる行事は、必ず  
この鏡の間で行う。国家としてのプライドを  
回復し、平和への出発を願う1946年憲法の  
公布の式典も、ここで行われた。

- [ 9 ] ニュース映像 12:05  
46年憲法の封蝋つくる
- N これは、その憲法の封蝋をつくる珍しい記録フィルムである。
- [ 1 0 ] 第四共和政憲法の原本  
めくると2頁目に  
征服戦争否定の文章がある
- N 自由な人民がかち得た勝利の直後に・・・ではじまる人権を謳った前文の後段に、めざす征服戦争否定の文字が確かに書かれている。
- 『フランス国民は、制服を行うことを目的とする、いかなる戦争を企てることをも放棄し、かついかなる人民の自由に対しても、その武力を決して行使しない。』
- [ 1 1 ] ストラスブール 12:57  
尖塔のある寺院  
五百旗頭教授ら
- N 受難の中で成立した第四共和政憲法。戦勝国であったフランスがなぜ、<征服戦争の否定>を掲げたのか？
- フリムラン事務所を訪ねる
- N ドイツとの国境の街ストラスブールに、当時の経済大臣で、第四共和政の首相もつとめたフリムラン氏が90歳で健在と判った。
- [ 1 2 ] フリムラン氏 13:24  
インタビュー
- N フリムラン氏は、58年のいわゆるドゴール憲法、現行憲法の執筆者4人の一人。話はそこから始まった。
- フリムラン
- 『58年当時私は、ドゴールの下で国務大臣でした。憲法制定委員会がつくられ、執筆者は、私を含む4人の国務大臣とドゴールでした。』
- 58年憲法
- N その58年の前文からは、戦争否定の文字は見えない。
- 文字に日本語スーパー
- 『フランス人民は、1946年憲法前文により確認され、補充された1789年宣言により決定されたような、人権の諸権利と国民主権の諸原則に対する忠誠を厳粛に宣言する』

フリムラン

フリムラン

『58年の前文というのは、46年の前文のすべて、1789年の人権宣言に遡ったものを含んでいます。

ですから征服戦争の否定も含んでいます』

N 当時、新しく前文を書き直そうという案もあったが、限られた時間で歴史の名文を越えることは難しい、と見送られたという。

フリムラン 14:20

フリムラン

『新しい共和国は、よその国を侵略しないという概念から成り立っています。

征服戦争の概念はですね。ここには、他国民の自由を侵すことができない・・・と書いてあります。当時は侵略しないというのは、共通の概念でした。

フランスは、戦後に領地の要求はしていません。私はここアルザスに住んでいますが、ヒトラーは、1940年にこのアルザス地方を軍事的に占領し、併合してしまいました。

戦後処理では、戦前の状態に戻すことを要求しただけで、決して侵略した領土の要求をしたわけではありません。侵略しないという野は、共通の概念だったからです。』

1789年に戻る理由 18:41

質問（鈴木）

『なぜ、昔の1789年のフランス革命まで戻る必要があったのでしょうか？』

フリムラン

『多くのフランス人にとって、フランス革命の人権宣言は、社会や文化のベースになっているからです。ですから、そのことで議論になったことはありません。』

- [13] フランス革命の版画 16:11 N 1789年7月14日、ブルボン王朝の失政に怒るパリの民衆は、バスティーユ監獄に雪崩れ込み占領、欧州を革命の渦に巻き込む。封建制度と王政は崩壊し、いわゆる第三身分によって作られた<国民会議>は、『封建制廃止』を宣言、10月『人権宣言』を採択する。
- [14] 人権宣言 16:15 N そのフランス革命の人権宣言。  
人間は、自由かつ平等な権利を持つ、と謳う第一条で始まる有名な宣言文に、戦争否定はまだ現れない。
- [15] フランス国立公文書館 17:04 N 侵略戦争否定の条文の最も古いものを求めて、フランス国立公文書館を訪ねた。  
それが、1791年の立憲君主制憲法に初めて現れることは、比較憲法学者の中では広く知られている  
五百旗頭教授ら訪問
- 1790年の鍵を見せる 記録係  
『鍵の裏には、国家に捧ぐと書かれています。裏には、1970年の12月14日と刻まれています。』
- 鍵あける N 多分この鍵の年代と同じ時に出来た宝物庫の中は、鉄で出来ていて、実に複雑な鍵の操作でしか開けることはできない。
- 1971年憲法 18:10 1971年憲法は、羊皮紙で出来ていた。
- 取り出して読む 記録係  
『1791年9月14日の日付があります、「フランス国民は、征服を行うことを目的とする如何なる戦争を企てることも放棄し、かつ、いかなる人民の自由に対しても、その武力を行使しない。」



五百旗頭教授感激する	五百旗頭	『戦後の日本国憲法の第九条、そして最初の自由権、そして、社会権的な考え方を含めて非常に時代に、時代の結びつきというものを考えさせられました。』
1946年憲法を出す	五百旗頭	『こちらが1946年、戦後最初の憲法ですね。そしてこの前文の中に1791年と同じ征服を目的とする戦争の否認というくだりがあるんですか？』
1946年憲法を読む	記録係	『フランス共和国は、その伝統に忠実に国際公法の諸原則に従う。共和国は、征服を目的とするいかなる戦争をも企てず、かついかなる人民の自由に対しても武力を行使しない。』
[16] 1848年憲法 19:37	N 46年憲法に至るまでに、<征服戦争の否定>は、1848年憲法に一度現れる。 そして1875年には再び消える。	
[17] 第一次世界大戦 大砲撃つ  戦車 飛行機 毒ガス	N その空白だった第三共和政の時に、第一次世界大戦が勃発する。 サラエボに端を発した戦争は、ドイツ・オーストリアと英・仏・ロ、それにアメリカも加わって世界戦争に拡大する。 技術革命は、次々と新しい殺戮兵器を開発し毒ガスまで登場する。	
戦傷者	N 誰が見ても<戦争は止めなくてはならない>と感じる惨状であった。	
[18] ベルサイユ条約 20:27 ウイルソン大統領 ウイルソン車から降りる	N ウイルソン・アメリカ大統領は、国際紛争を解決するための機構として国際連盟を提唱し、第一次世界大戦の終結と共に発足させる。	

フランス代表  
ドイツ代表

日本をはじめ35カ国が加盟する。  
これによってアメリカの平和主義とフランスの不戦の流が合流する。その傍ら、ドイツでは民主主義を標榜したワイマール共和国が生まれ、理想と言われたワイマール憲法が制定される。

[19] パリ不戦条約の宣言 21:00

N これらは、1928年のパリ不戦条約へと繋がることになる。

会議に集まる人々  
その中にケロッグがいる

N 不戦条約は、フランスの外務大臣ブリアンが、アメリカの国務長官ケロッグに提案したことから始まる。最初15カ国からはじまり、最終的には、63カ国が加盟する。勿論日本も賛成し、最初に加わっている。

不戦条約第一条

第一条

『条約国は、国際紛争解決のため、戦争に訴えることを非とし、かつその相互関係に於いて、国家の政策の手段としての、戦争を放棄することを、その各自の人民の名に於いて厳粛に宣言す。』

[20] フリムラン 21:44  
インタビュー

五百旗頭 質問

「共通概念というのは、それを例えば1928年のブリアン・ケロッグ条約などによって共通の認識としていたという意味でしょうか？」

フリムラン

「あれは、不幸にも失敗に終わりましたよ」

[21] 国際行政学院院長 22:08  
エディエ・モース

モース

「1928年の不戦条約を受けて、武力を受けて、武力を制限する努力は残念ながら失敗に終わっています。」

戦争というのは、条約や法律によって止めるのは不可能で、政治の懸命な努力が必要です。

1933年からの戦争で、1千万以上の犠牲者が出たことはご存知の通りで、このような失敗は、二度と起こらないことを祈るばかりです。」

[22] 第二次世界大戦 22:34

原子爆弾投下  
破壊された長崎  
ケロイドの患者

N 第二次大戦は、こうした平和への努力とは、かけ離れた状況を出現させた。

それは、第一次大戦を遥かに上回る科学力によってもたらされた。

[23] 国連発足 22:50

国連発会式  
トルーマン大統領

N 不戦の願いは、再び過ちを繰り返したあとに蘇る。1945年国連が発足し、国連憲章が生まれる。

国連憲章  
第二章

N 戦争が終わった時に必ず起きる反省。  
この時点で誰も反対する筈はない。国連憲章第二章の3と4に詳しく書かれる。

N この文章の中に、1791年からケロッグ・ブリアン条約へと、連綿として訴え続けられた誓いの言葉がみえる。

[24] パリ政治学院 23:40

N この侵略戦争の否定の中でのフランスの立場について聞くため、パリ政治学院を訪ねた。

政治学院は、フランスの法律・政治に関するエリートを育てるための研究機関であり、教育機関である。

ベルシュタイン教授 23:55

ベルシュタイン

『1946年憲法前文の征服戦争否定の発想は、1791年の立法議会の宣言から出ています。この宣言はフランス国王が親戚筋のスペイン国王と同盟しようとしたのを議会在禁

止したものです。誰がこの提案を禁止しようとしたのかわかりません。

動機はともあれ、そのエスプリ、精神性が46年憲法まで続いています。46年憲法のこの精神には3つあって、第1は人道的精神性に基づくもので、これは1789年の人権宣言への回帰です。第2は、戦後社会の改革に向けて、政治的権利だけではなく社会的権利も認めています。3番目は国際平和です。即ち、侵略戦争の否定をはっきり打ち出しています。そして、世界平和のために相互条約に基づき、フランスとしては海外領土の主権を放棄することも謳っています。

サンフランシスコ講和会議のあった1946年当時には、国際連合による平和維持の役割が期待されておりました。フランスとしては、国際紛争の協定を国連に委ねる用意があり、問題解決のため自ら戦争に行くことは否定したわけです。

[25] 憲法院

26:10

N フランスには憲法裁判所・憲法院が置かれていてさまざまな判断を下している。かつて東京の日仏会館の館長も務め、第九条もよく知っているジャック・ロベール判事に聞いた。

ジャック・ロベール  
憲法院判事

ロベール

『フランスと日本の大きな違いは、1946年の時点で、公式的には、フランスは勝者だったということです。

フランス人は、戦争は嫌いですが、伝統的にはかなり戦争をしています。特にヨーロッパでは、痛みを持った戦争をしています。

日本の場合は、二つの核爆弾を落された体験から第九条が生まれたものとして理解できます。1946年憲法の前文は、戦争に対する痛手、不安に対する反動から生まれたもの

だと思います。フランスもまた、さまざまな破壊活動を経験し、多くの死者を出しました。

欧州では、もう近隣諸国で戦いをするのは、止めるのだという意識が生まれています。」

27:15

## 世界の侵略戦争否定の憲法を持つ国々

この番組では、フィリピンの1946年憲法、イタリアの1948年憲法、韓国の1948年の最初の憲法、西ドイツの1949年ボン基本法を取材しています。お配りした資料にありますように、この取材をした時点（1997年）で17カ国が侵略戦争を否定した憲法を持っていました。制定年月、条文も書いてありますのでご覧ください。

### フィリピン憲法（1946年）

フィリピンの憲法は、アメリカ植民地時代の1935年に制定されたコモンウェルス憲法に「国策遂行の手段としての戦争を放棄する」という条文があって、それがそのまま1946年9月19日の戦後憲法に復活しています。

#### 第2条第3節

フィリピンは、国策遂行の手段としての戦争を放棄し、一般に承認された国際法の諸原則を国内法の一部として採用する

その過程を熟知されているラウレル元副大統領やアテネオ大学学長のベルナス博士がその当時お元気で、お話を伺うことができました。

戦争を起こした日本の罪深さも含めて、戦争放棄の必要性を感じさせられました。

『フィリピンもフランスと同じく第二次世界大戦で国土が二度戦場となっています。開戦と共に日本軍がやってきて、住居を失い田畑を荒らされたフィリピン人は、多くの犠牲を払いました。不戦憲法は何の役にもたちませんでした。戦争はマッカーサーの反攻で繰り返されました。武器が大がかりで大軍の米兵の通過したところは、亡くなった村民も多く荒れ果てました。

植民地の立場のみじめさを痛い程知ったフィリピン市民は、＜フィリピン市民はアメリカ合衆国に忠誠を尽くす義務がある＞とした35年憲法の屈辱的な条項を廃止して、フィリピン人のための46年憲法を誕生させました。短い条文ですが、国際法の諸原則の部分に、戦争を体験している国の願いが表現されています。』

マッカーサーが父子共にその制定の経緯を知っていて、日本国憲法制定のもとなったマッカーサー・ノートの発想にも大きく影響しています。マッカーサーと共にフィリピンで戦ったホイットニー准将は、民政局長として憲法制定を推進した人物ですが、戦前に数少ない戦争放棄の憲法を持った国であることは熟知していました。

## イタリア憲法（1948年）

イタリアは、日本より遅れて1948年に新憲法が出来ています。

イタリアは、まだ戦火の収まらないローマ解放の時点、1944年6月から新憲法の動きがはじまっています。敗戦国ではなかったイタリアですが、国家の政治形態の根本を決める必要があるとして、国王の代理の皇太子によって憲法制定議会が招集されています。王政か共和制かの選択です。

1946年6月の国民投票の結果、共和制支持が1271万票、王政支持が1071万票となって、国王はイタリアを去ります。その選択に従って、国会議員556人の中から75人の委員が選ばれ、憲法草案の起草がはじまります。

その翌年の1947年から憲法会議が持たれ、年末に草案が可決されます。

この憲法会議の委員だった、アンドレオッティ元首相と、共産党で課員議長を務めたイオッティさんがお元気で、お話を聞いています。上記の話はその時取材したものです。

### 1948年憲法

#### 第11条

イタリアは、他の人民の自由を侵害する手段及び国際紛争を解決する方法としての戦争を否認する。

#### 第52条

祖国の防衛は、市民の神聖な義務である。

兵役は、義務であり、その制限と方法は、法律で定める。

イタリアの憲法を評価するとき、第52条との関連で考えるべき、と主張されるローマ大学のランチェスター教授によると、こうです。

「52条には、祖国の防衛は、市民の神聖な義務である・・・として、兵役義務の履行により市民の職務上の地位、また政治的権利が脅かされることはない。と保証しています。そして共和国の民主主義の精神に基づいて軍隊は組織されている・・・としています。一方、日本の第9条では、自衛隊が国内の警察の役割を果たしていますが、国際的な条件の意味で、大きな違いがあります。（軍隊ではない？）

その点で、イタリアと日本の状況が違っております。アメリカの超権力スーパー・パワーは、アジアの状況の中で命令的立場にあります。日本にも介入して欲しいと求めています。単に経済的な超権力だけではなく、軍事的超権力であって欲しいと要求しています。今、アジアに於いては日本の介入が、ヨーロッパでは、経済的超権力を持つドイツの介入が必要とされています。

イタリアとは立場が違いますが、注意を払う必要があると思っています。』

このランチェスター教授の話は、今の集団的自衛権を、何故急ぐのか？ 何のために？ 誰のために？ の疑問の答えになっています。

## 大韓民国憲法（1948年）

韓国＝大韓民国にも戦争放棄の条項はあります。

1948年に制定された韓国初の憲法で、韓国の年歴の檀起（ダンキ）四千二百八十一年七月十二日公布と書かれています。この日時に制憲議会を通過、当時国会議長だった李承晩大統領がサインして成立しています。

### 第6条

大韓民国は、すべての侵略的な戦争を否認する。国軍は、国土防衛の神聖な義務を遂行することを使命とする。

韓国の場合、ご存知のように日本の敗戦を受けて朝鮮は、占領軍の都合で17度線を境に南が米軍、北がソ連軍の占領下に置かれました。1948年8月に韓国政府の樹立に漕ぎつけ、初めての憲法が制定されます。しかし、そんな単純に歴史は進んでいません。

その前年の1947年日本の昭和22年の11月、国連総会は、「南北で総選挙を実施し国会と中央政府の樹立」を採択しますが、ソ連の反対で実現しませんでした。それを受けて占領軍の米軍から『米軍政指令175号』を受けて南だけの総選挙が行われ憲法制定国会が誕生しました。その第一回の本会議で憲法起草委員会が選定されました。そのメンバーで唯一人健在という尹吉重（ユン キル ジュン）元国会副議長に聞くことが出来ました。

『日本の敗戦で突然独立という状況が降って湧いたようなもので、全く茫然という状況でした。その起草委員会の中の唯一の憲法学者が兪鎮午という人でした。京城帝国大学の第1回の卒業生で、首席で卒業しています。その草案が残っていますが全条項が兪鎮午博士の筆跡です。物凄い勉強家で、1791年のフランス憲法から1946年の第4共和政の憲法の前文、1891年、1934年のブラジル憲法、イタリア憲法の11条、ドイツ憲法（ボン基本法）の26条などすべてを読破しています。そして骨格に選んだのが、不戦条約と日本国憲法です。日本語で勉強した方ですから当然ですが、凄い影響を受けています。

平和憲法の草案に非常に感銘して、やはり侵略戦争はこれを放棄するという大胆な条項があり、どういう形であろうとも帝国主義に侵略されてはならないし、逆にこちらの国力が強くなっても、宣戦布告すること、戦争で物事を解決するという手段は放棄し、止めなければならない・・・といった議論が続きました。』

その韓国は、昭和25年朝鮮戦争が起り、17度線を挟んで危機を常に背負う状況に対応するため9回（1997年時点）も改正しています。憲法改正は独裁の大統領が次々と行なったことが原因ですが、街頭インタビューでは、「韓国は侵略されているが、こちらから侵略してはいない」「第6条は改正していない」「韓国は平和国家だ。

だから経済発展している」と自負しています。

#### 西ドイツ ボン基本法（1949年）

西ドイツのボン基本法は、戦後憲法を制定した国の中ではかなり遅れて1949年に公布されています。＜人間の尊厳は不可侵＞と第一条に据えたボン基本法の第26条に、侵略戦争の禁止条項があります。

##### ボン基本法 第26条

『諸国民の平和的共同生活を妨げ、特に侵略戦争の遂行を準備するのに役立ち、かつ、そのような意図を以ってなされる行為は、違憲である。

この様な行為は、これを処罰するものとする。』

敗戦国でも最も悲惨な国家崩壊という形で、戦争を終えたドイツは、3年もの間国家というものがありませんでした。米・英・仏・ソの4国に分割占領され、東西ドイツ国境を巨大な障壁で遮断された状況で、1989年まで実に44年間も存在し続けました。その間、ソ連に西ベルリンの境界を閉鎖され、空輸で食いつなぐという悲劇的状況も起こりました。つまり、その期間ドイツは平和ではなかったということになります。朝鮮戦争をよその戦争として経済的恩恵を受けた日本とは大変な違いです。

1948年6月、東ドイツに占領していたソ連が独自の道を決めたため、米英仏の3カ国で新たに国を再生することをきめました。そして西側のドイツ国民に民主主義憲法の制定を急ぐよう指令をしました。

何しろ、ヒトラーが「ドイツは滅亡してもよい」という言葉を残して死んだため、国家組織が全く崩壊してしまったドイツです。実態は、マルクが通用するということでドイツ人支配地域が存在していて、州政府が国のような業務をやっていました。

ともかく国の体裁を固めることから始めなくてはならなかった訳です。

指令を受けた各州の代議員で委員会が出来たのが1948年の9月でした。連合国の示した枠組みは、自由民主主義、基本権、連邦制という枠組みだけで、総てはドイツ人に任せられました。ワイマール憲法を作ったドイツです。それより前の8月、専門家会議を開きバイエルン州のヘレンキムゼーにある修道院で、草案の執筆を始めます。

その時、基本法に戦争否定の条文が生まれます。

##### 第26条

『人々の平和な共存生活を妨げる目的によって企てられた行為、特に戦争を行うことを準備する行為は処罰される。』

これまでの各国の平和条項とは趣きが違います。



ともかく僅か一ヶ月で叩き台の草案を作り、9月1日ボンの自然史博物館に各州の代表70人が集まります。その委員会で記録をとっていたシュトレートリングさんの話です。

『ボン基本法には二つのポイントがあります。一つはワイマール憲法の失敗です。1932年にナチスによって合法的に崩壊させられました。その苦い経験から、『基本権』と『法治国家』の項目を入れました。ワイマールには、ケロッグ・ブリアン条約、不戦条約がベースにありました。しかし「戦争放棄」は、戦争中を明確に禁止する規定はありませんでした。この会議で一致した意見は、ドイツが二度と攻撃的戦争に参加することはない、という点でした。』

『当時ドイツには、まだ軍隊というものはありませんでした。戦力もありませんでした。勿論あれだけの戦争をしたあとですから、軍隊はいりません。

勿論、武器製造も意見だと思えます。軍備もそうです。軍備をするということは、戦争の準備だからです。ずっと後のことですが、NATOの問題が加わってきます。それによって、国際法規がドイツの国内法に優先されることになります。』

この基本法を元に生まれた、ドイツの憲法の考え方で日本と一番違うことは、憲法裁判所が出来たことです。それはワイマール憲法では後段にあった人権条項が、ボン基本法ではトップに置かれたことです。これは、日本国憲法が、天皇条項と戦争放棄をとれば人権条項がトップになることと同じですが、人権を擁護するために憲法裁判所を置いたわけです。ドイツでは夫婦喧嘩が多いのかもしれませんが、その種のトラブルを憲法裁判所がジャッジしているのです。

#### 日本国憲法の戦争放棄のルーツを考える

今日こんなお話をテーマにしたのは、日本国憲法が特別なものではなく世界の悲願の結実であることを知って頂きたかったからです。

ところで、実は戦後すぐ日本でも『不戦国家』として再生すべきと考えた人は、意外に多かったのです。

#### \* 東久邇宮の日記から

一番早いのは、8月16日に総理大臣になった東久邇宮さん。彼は、8月15日の日記に書いています。

「戦争はもうこりごりした。今後は、軍備の撤廃、戦争の絶滅、世界平和、人類の幸福に駆検しようとする人類最高の使徒の先駆者となって、努力しようではないか？」

終戦の日の思いとして書かれたものか、総理を拝命して、日本の行方を託された総理の決意として書かれたものかわかりませんが、発想の元は不戦条約、フランスに留学した国際人らしい視点です。一億総懺悔を叫ぶより、この方がアピールしたと思

われますが、陸海軍の反発が強かった戦後すぐですから、この着眼点は、テロの目標にされることを恐れたのかも知れません。

\*昭和天皇も米国人記者会見で・・・

9月25日、昭和天皇は、午前ニューヨーク・タイムズのクルックホーン記者と、午後、UPのベイリー記者と単独記者会見をされています。

この記者会見は、質問をあらかじめ受け取り文章で回答する形式でしたが、回答文は、次の首相になる幣原喜重郎が書いています。

その中で、日本の未来図をしっかりと語り、『非武装国家として世界に貢献したい』と間接的ですが『戦争放棄』を表明されています。(資料あり)

クルックホーンの記事は、同じ日付の日9月25日(アメリカ時間)の朝刊に掲載され、戦後日本の国家意志『非武装国家』『戦争放棄』を、世界に報じた最初になりました。この時、天皇は余程嬉しかったのか、午後のベイリー記者との時は、コーヒーとケーキを出して歓談されています。

この二人の記事は、9月27日にマッカーサー元帥を訪問された昭和天皇の記事(9月30日新聞)に、会談内容の代わりに掲載されています。写真の衝撃が大きかったこともあって記事の方に注目した人は少なかったようです。

\*戦犯になった元白鳥イタリア大使が・・・吉田、幣原に意見提案

余り知られていないのが、戦犯指名を受けた元イタリア大使の白鳥利夫が、吉田茂と幣原喜重郎に<戦争放棄>を提案した文書を巣鴨から送ったことです。

これは、白鳥が巣鴨に出頭する日、1945年11月26日に、吉田に逢って意見を言ったところ、書面で送って欲しいと告げ、後日英文で巣鴨に送り、東京裁判の資料となったものです。

国会図書館が重要人物の音声資料を録音している中で、元吉田内閣の憲法担当国務大臣で、憲法に関する国会答弁を担当した金森徳次郎氏の発言からわかったものです。文書は12月10日に吉田茂あてに出した書簡で、原文は英文、1947年12月4日付で極東軍事裁判所に提出された、白鳥を弁護する吉田の宣誓供述書添付されていたものです。裁判で吉田は書簡の経緯を述べ、白鳥の要請を受けて幣原首相に写しを一部渡した・・・と証言しています。

書簡は長文で、「形式と事情の如何を問わず、今後永遠に戦争を放棄す、と言わば、必ずしも鮮やかならざるべく・・・。天皇制と戦争放棄を不可分に結びつけ、将来とも修正不能ならしむることによってのみ、国民に恒久平和を保持しうべきかと存じ候」として、国民を戦争のため外国に行かせない、国民が兵役拒否の権利を持つ・・・など憲法に必要な要件を細々と、熱っぽく書いています。

\*一般に言われている幣原喜重郎とマッカーサー会談（昭和21年1月25日）

これは、幣原首相が急性肺炎になりマッカーサーから抗生物質を送られたお礼にGHQを訪ねた時、＜日本が非武装の平和国家として未来を拓くためには、「戦争放棄」の宣言が必要＞と話した。というエピソードです。これは、マッカーサーが自伝に「戦争放棄」という言葉に非常に感動したと語っています。幣原は、マッカーサーが言い出したといっていますが、マッカーサー・ノートは、この時から一週間ほどあとですから、発想の元はこの時と考えるのは自然です。

＜戦争放棄＞は、最高のアイデア

この戦争放棄という言葉は、お話したように1791年憲法以来、戦争を何とかなくしたいという政治家の集まりの度に使われ、世界的には余りドラステックな表現ではなかったと思われます。

それが、日本国憲法と共に、日本国内では圧倒的な説得力のなる用語として国民の頭脳に刻みこまれました。なぜでしょうか？

GHQの日本占領の仕事は、2つありました。

一つは軍事大国の抹殺です。軍事大国だった日本を完全に武装解除して、軍事力を完全に消し去り、軍事産業をつぶして、ナチスドイツのように再び復活しないようにすること、戦犯の処罰をはじめ、天皇を筆頭に軍事国家の推進者は、民間人も追放し、戦争に協力した財閥は解体、軍需産業の復活は許さず、賠償金を支払わせ、再生の芽、エネルギーも奪い去るという、勝者の戦後処理の仕事です。

もう一つは、ポツダム宣言の世界への約束である、国民に責任はない、民主主義の平和国家として再建し、国際貿易も許し、経済を復興させる。政治形態は、国民の選ぶ政治形態は自由です。（天皇制もよろしい）これは、グルー元駐日アメリカ大使で、国務長官代理をリーダーとした知日派のソフトピース派の主張ですが、これは、ルーズベルトがチャーチルと主張した大西洋憲章の考え方です。

マッカーサーは、占領目的を完全に果たした政治形態を、日本国憲法のデザインとして早急に世界に見せる必要があると考えました。天皇の威令によって陸海軍の解体は、ほぼ1945年の11月に終了したわけですから、非常にスムーズにいきました。

そして、日本の帝国主義的構造も、特高警察の解体に始まり、財閥解体、農地改革、教育改革と殆ど半年で目途をつけました。

問題は新しい国のデザインです。その基本の武力のところを、ドイツの失敗にならないように、戦勝国の懲罰の成功ではなく、＜戦争放棄＞という妙薬で＜武力ゼロ＞にする。つまり負けた国民の＜もう戦争はこりごり＞という合意をスタンディングポイントに出来るとすれば、何処からも文句は出ないであろうという訳です。

その意味で、マッカーサー・ノートに掲げた、1、権力的支配者ではない天皇をトップに置き 2、完全非武装国家として、国家の安全は世界の良心に託す「戦争放棄」を掲げる……というアイデアの発見は、マッカーサーもホイトニーも膝を打ったに違いありません。しかも、その意味を一番知っている幣原喜重郎が首相に座っているという訳で、どうしても不戦の200年の歴史を知るGHQ側で憲法の骨子を作らないといけない。日本の憲法学者では無理だ。問題の2月26日に発足する極東委員会発足までには間に合わない。という結論になったと思われます。

その引き金を引いたのが、2月1日の毎日新聞のスクープでした。歴史の図らずもという、ドラマはこうして始まったと私は考えます。

そして、民政局の密室の9日間の成果が、3月7日日本の新聞に掲載されました。初めて見た『象徴天皇』と『戦争放棄』の文字に、日本人は安堵し驚愕しました。

「密室の9日間」にやっとたどりついたわけですが、話題が非常に多いのでここからは自由討議が良いと考えています。お読みになった方が多いと思いますので、夫々の質問を、取材時点に時間軸を戻してお答えしようと思います。

文責 鈴木 昭典